

大府市農業委員会告示第11号

大府市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則（平成28年大府市農業委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月29日

大府市農業委員会会長 久 野 一 弘

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区域名	区域の詳細	定数	区域名	区域の詳細	定数
大府・ <u>横根</u> ・森岡	大府町、桃山町、中央町、朝日町、長根町二丁目、長根町四丁目、長根町五丁目、長根町六丁目、若草町、大東町、柊山町一丁目、柊山町二丁目、柊山町五丁目、柊山町八丁目、江端町、月見町、 <u>横根町</u> 、森岡町（まち）、森岡町（ちょう）	1人	大府・森岡	大府町、桃山町、中央町、朝日町、長根町二丁目、長根町四丁目、長根町五丁目、長根町六丁目、若草町、大東町、柊山町一丁目、柊山町二丁目、柊山町五丁目、柊山町八丁目、江端町、月見町、森岡町（まち）、森岡町（ちょう）	1人
			<u>横根</u>	<u>横根町</u>	<u>1人</u>

第1号様式から第3号様式までの規定中「大府・森岡 横根」を「大府・横根・森岡」に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月20日から施行する。ただし、第1号様式から第3号様式までの改正規定は、令和8年1月1日から施行する。